

公益財団法人身体教育医学研究所給与規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 3 号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人身体教育医学研究所就業規則第44条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(均等待遇)

第2条 職員の戸籍、信条、性別、又は、社会的身分を理由とした差別扱いはしない。

(給与の種類)

第3条 この規程で「給与」とは、常勤職員については、給料、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当をいい、非常勤職員については報酬をいう。

(給与の支払)

第4条 この規程に基づく給与は現金で直接職員にその全額を支給する。

- 2 給与は、その職員が支払うべき金額を差引き又は差し引かせてはならない。ただし、法令に定めるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものはこの限りでない。
- 3 給与の支払に際し、次の各号の一に該当する場合は第1項の規定にかかわらず、支給することができる。

(1) 本人の申出により本人名義の口座に振込む場合

(2) 職員の死亡等やむを得ない事情があるときでその親族又は本人の指定した者に支給する場合

第2章 給料等

(給料の支給)

第5条 給料は就業規則に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、すべての職員に対して支給する。

- 2 各職員に支給する給料は、職員の資格、能力、経験、技能、作業内容等を勘案して職員ごとに決定する。

(給料表)

第6条 給料表は、別表のとおりとする。

(職務の級)

第7条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は代表理事が別に定める。

(初任給及び異動した場合の号俸)

第8条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、代表理事が別に定める初任給の基準に従い決定する。

(昇給)

第9条 職員が現に受けている号俸に至ったときから12箇月をくだらない期間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることを標準として代表理事が定める基準に従い決定するものとする。

2 次の各号に該当する者に対しては、原則として昇給は行わないものとする。

- (1) 休職中の者
- (2) 年間欠勤率が20%以上の者
- (3) けん責以上の処分を受けた者

3 昇給の発令は原則として当該月の初日をもって行う。

(給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関する実施規定)

第10条 職員の給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給、昇給等に関し必要な事項は、代表理事が定める。

(給料の支給方法)

第11条 給料は、毎月その月額を支給する。

2 給料の計算期間は、当該月の前月の16日から当該月の15日までとし、当該月の25日に支給する。ただし、支給日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「休日」という。)又は、土曜日ときは、その前日において、さらにその日も休日又は、土曜日ときは、25日の直近金融機関営業日に支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(日割り計算)

第12条 給料の計算期間における所定の勤務時間の全部または一部について業務に従事しなかった場合は、別に定めのあるものを除きその従事しなかった時間に対する給与は支給しない。

2 従事しなかった時間の計算は、当該給与締切り期間の末日において合算し、1時間未満の端数は切り捨てる。

3 給料の日割り及び時間割の計算は次の算式によるものとする。

(1) 給料の日額

$$\frac{\text{当該月の対象給与}}{\text{基準日数}}$$

(2) 給料の時間額

$$\frac{\text{当該月の対象給与}}{\text{基準日数} \times \text{一日の平均労働時間}}$$

当該月の基準日数・・・20日
一日の平均労働時間・・・8時間

4 給料の計算期間の途中で新たに採用された職員又は休職、退職した職員の給与は発令の日をもって在職期間に応じた給与を支給する。

5 日割り及び時間割の対象となる給料は次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当

(端数計算)

第 13 条 給与の計算を行う際に、1 円未満の端数が生じたときは、労働基準法に定めのある場合を除いてこれを切捨てる。

第 3 章 扶養手当

(扶養手当)

第 14 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の収入で生計を維持しているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「未届けの配偶者」という。以下同じ。）

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 前項の規定による扶養親族とは、所得が年間 38 万円を超えない（収入が 103 万円を超えない）者又は年金収入が 65 歳以上の場合は 140 万円を越えない、65 歳未満の場合は 70 万円を超えない者をいう。ただし、前項第 5 号に当該する場合はこの限りではない。

4 前項の所得には雇用保険法等から支給される給付を含むものとする。

(扶養手当の額)

第 15 条 扶養手当の月額、前条第 1 項第 1 号に該当する扶養親族については、13,000 円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（次条において「扶養親族としての子、父母等」という。）については、1 人につき 6,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合に逢ってはそのうち 1 人については 6,500 円、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 11,000 円）とする。

2 扶養親族として子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給方法)

第 16 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は次の各号の一に当該する事実が生じた場合は、扶養親族（異動）届（様式第 1 号）によりその事実を証明する書類を添えて直ちに届出なければならない。

(1) 扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は次の各号によるものとする。

(1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日から

(2) 扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合は、その日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その月の属する月）から

(3) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合は、その日の属する月まで

(4) 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第4章 住居手当

(住居手当)

第18条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間も含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（代表理事が定める職員を除く。）
- (2) その所有する住宅に居住している職員で世帯主であるもの。

(住居手当の額)

第19条 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前条第2号に掲げる職員 3,000円

(住居手当の支給方法)

第20条 新たに職員となった者が、前条の規定に該当する職員である場合又は職員が次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、住居（変更）届（様式第2号）によりその事実を証明する書類を添えて直ちに届出なければならない。

- (1) 新たに住居手当の支給の要件を具備した場合
- (2) 住居手当の支給の要件を欠くに至った場合
- (3) 住居手当を受けている職員の家賃の月額に変更があった場合

2 住居手当の支給は次の各号によるものとする。

- (1) 新たに職員となった者は、職員となった日から
- (2) 新たに住居手当の支給の要件を具備した場合又は家賃の月額に変更があった場合は、その日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から
- (3) 住居手当の支給の要件を欠くに至った場合は、その日の属する月まで

第21条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第5章 初任給調整手当

(初任給調整手当の支給)

第22条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(初任給調整手当の支給期間)

第23条 初任給調整手当の支給期間は、当該職に採用の日以後引き続き同一の職にある3年以内とする。

(初任給調整手当の額)

第24条 初任給調整手当の月額は、次に掲げる額とする。

- (1) 採用の日から1年間 1,100円

(2) 前号の期間が満了する日の翌日から2年間 600円

(初任給調整手当の支給方法)

第25条 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第6章 通勤手当

(通勤手当の支給)

第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。但し、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものは除く。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員又は、交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難な職員
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃などを負担し、かつ自動車などを使用することを常例とする職員
- (4) 通勤は最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法によらなければならない

(通勤手当の額)

第27条 通勤手当の額は、前条の各号に掲げる職員の区分に応じ、次の表に定める額を支給とする。

| 職員の区分 | 支給額 |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 前条第1号に掲げる職員 | 全額支給 |
| (2) 前条第2号に掲げる職員 | 片道900円/km 1km未満は支給しない |
| (3) 前条第3号に掲げる職員 | 交通機関及び交通用具利用により算出される額の合計額 |

2 月額を支給限度額は22,500円とする。

(通勤手当の支給方法)

第28条 職員が新たに第26条の要件を具備するに至ったとき又は通勤経路、通勤方法の変更若しくは通勤のために負担する運賃等に変更があったときは、通勤（変更）届（様式第3号）により速やかに届出なければならない。

2 通勤手当の支給は次の各号によるものとする。

- (1) 新たに要件を具備するに至った場合は、その日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から
- (2) 通勤経路、通勤方法の変更若しくは通勤のために負担する運賃等に変更があったときは、その日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から

3 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により期間の初日から締切日まで全く勤務しないときは、通勤手当を支給しない。

4 給与の計算期間に、就業場所への通勤行為がない場合は日割対象等とすることができる。

(通勤手当の支給日)

第29条 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の締切日までに通勤手当に係る事実を確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日以後において支給することができる。

第7章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当の支給)

第30条 特殊勤務手当は、著しく危険な、不快な、不健康な、又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(特殊勤務手当種類)

第31条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとし、その額は代表理事が別に定める。

- (1) 研究手当
- (2) 病院事業従事手当

(特殊勤務手当の支給方法)

第32条 特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第8章 時間外勤務手当等

(時間外勤務手当等)

第33条 正規の勤務時間以外に勤務することを命じられた職員には、その勤務した時間に対し、勤務1時間当りの給与額に次の割増による金額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 休日勤務（所定の休日に勤務した場合） 100分の135
- (2) 上記以外の場合 100分の125
- (3) 深夜勤務（午後10時から、翌朝5時まで勤務した場合） 100分の125
- (4) 前号の場合において、第1号もしくは第2号に該当する場合は、第1号もしくは第2号のいずれかの該当する号に規定する割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た金額を時間外勤務手当として支給する。

2 時間外勤務手当はその月の合計時間数によって計算し、30分を単位とする。

3 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額を基準日数に1日平均労働時間を乗じたもので除して得た額とする。

4 前項の規定による基準日数と1日の平均労働時間は第12条による日割り計算の基準を準用する。

(管理職手当)

第34条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、代表理事が別に定めるものについて支給する。

2 前項の手当の額は、給料月額の100分の13の範囲内において、代表理事が別に定める。

(手当の支給日)

第35条 第33条、第34条の手当は、期間の初日から締切日までを単位として、給料の支給方法に準じて支給する。

第9章 期末手当

(期末手当の支給)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この章においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の定める日(以下この章においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。

(期末手当の額)

第37条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

2 前項の期末手当基礎額は、前条の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

3 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに職務の複雑、困難及び責任の度合い等を考慮してこれに相当する職員として代表理事が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階及び職務の級等を考慮して代表理事が定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で代表理事が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

(期末手当の支給制限)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者には、第36条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員
- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第39条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている

もの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分(以下この条において「一時差止処分」という。)を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に書面を交付しなければならない。
- 3 前項の書面の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公報に掲載することをもってこれに代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過した時に書面の交付があったものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項本文又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、代表理事が定める。

第10章 勤勉手当

(勤勉手当の支給)

第40条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の代表理事が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職若しくは失職、又は死亡した職員についても同様とする。

(勤勉手当の額)

第41条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、代表理事の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそ

れぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)を乗じて得た額の総額

(2) 前条の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35(特定幹部職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額の総額

2 前項の勤勉手当基礎額は、前条の職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額とする。

3 第37条第4項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第41条第2項」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

(期末手当に関する規定の準用)

第42条 第38条及び第39条の規定は、第40条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第38条中「第36条」とあるのは「第40条」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第40条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同条に規定する代表理事が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第11章 寒冷地手当

(寒冷地手当の支給)

第43条 寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの期間(以下この章において「支給期間」という。)内における各月の初日(以下この章において「基準日」という。)において、現に在勤する職員(次条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。

(寒冷地手当の額)

第44条 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 世帯主(主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。)である職員であって、第14条第1項に規定する扶養親族(以下この号において「扶養親族」という。)のあるもの 17,800円

(2) 世帯主である職員であって、前号に掲げる職員以外のもの 10,200円

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 7,360円

(寒冷地手当の支給方法)

第45条 寒冷地手当は、支給期間内において、給料の支給方法に準じて支給する。

第12章 災害派遣手当

(災害派遣手当の支給)

第46条 災害派遣手当は、災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居住を離れて本市の区域に滞在することを要する者に対して支給する。

(災害派遣手当の額)

第 47 条 災害派遣手当の額は、滞在の実態その他の事情を考慮して代表理事が定める。ただし、その額は、滞在 1 日につき 6,620 円を超えない範囲内とする。

(災害派遣手当の支給日)

第 48 条 災害派遣手当の支給については、給料の支給方法に準じて、その月の分を翌月の給料支給日に支給する。

第 13 章 退職金

(退職金)

第 49 条 職員が退職した場合は、本章の定めるところにより退職手当を支給する。

2 前項の規定による退職手当の支給については、別に定める。

第 14 章 雑則

(休職者の給与)

第 50 条 職員が当法人の責に帰すべき事由により休業した場合は休業 1 日につき、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 12 条に規定する平均賃金の 100 分の 60 を支給する。

(非常勤職員の給与)

第 51 条 非常勤職員の給与は、給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で決定する。

(補 則)

第 52 条 この規程に定めるほか、職員の給与に関する必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行する。

給料表（月額）

| 職員 区分 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|----------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号俸 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 再任用職員 以外の職員 | 1 | 135,600 | 185,800 | 222,900 | 262,300 | 289,700 | 321,100 | 367,200 |
| | 2 | 136,700 | 187,600 | 224,800 | 264,400 | 292,000 | 323,400 | 369,800 |
| | 3 | 137,900 | 189,400 | 226,700 | 266,500 | 294,300 | 325,700 | 372,400 |
| | 4 | 139,000 | 191,200 | 228,500 | 268,600 | 296,600 | 328,000 | 375,000 |
| | 5 | 140,100 | 192,800 | 230,200 | 270,700 | 298,700 | 330,300 | 377,600 |
| | 6 | 141,200 | 194,600 | 232,100 | 272,800 | 301,000 | 332,500 | 380,200 |
| | 7 | 142,300 | 196,400 | 234,000 | 274,900 | 303,300 | 334,700 | 382,800 |
| | 8 | 143,400 | 198,200 | 235,800 | 277,000 | 305,600 | 336,900 | 385,400 |
| | 9 | 144,500 | 200,000 | 237,700 | 279,100 | 307,800 | 339,200 | 388,000 |
| | 10 | 145,900 | 201,800 | 239,600 | 281,200 | 310,100 | 341,400 | 390,700 |
| | 11 | 147,200 | 203,600 | 241,500 | 283,300 | 312,400 | 343,600 | 393,400 |
| | 12 | 148,500 | 205,400 | 243,400 | 285,400 | 314,700 | 345,800 | 396,100 |
| | 13 | 149,800 | 207,000 | 245,300 | 287,500 | 316,900 | 347,800 | 398,700 |
| | 14 | 151,300 | 208,900 | 247,200 | 289,600 | 319,100 | 349,900 | 401,100 |
| | 15 | 152,800 | 210,800 | 249,000 | 291,700 | 321,300 | 352,000 | 403,500 |
| | 16 | 154,400 | 212,700 | 250,800 | 293,800 | 323,500 | 354,100 | 405,900 |
| | 17 | 155,700 | 214,600 | 252,600 | 295,900 | 325,700 | 356,300 | 408,200 |
| | 18 | 157,200 | 216,500 | 254,600 | 298,000 | 327,800 | 358,300 | 410,300 |
| | 19 | 158,700 | 218,400 | 256,600 | 300,100 | 329,900 | 360,300 | 412,400 |
| | 20 | 160,200 | 220,300 | 258,600 | 302,200 | 332,000 | 362,300 | 414,500 |
| | 21 | 161,600 | 222,000 | 260,500 | 304,300 | 334,100 | 364,400 | 416,600 |
| | 22 | 164,300 | 223,900 | 262,400 | 306,400 | 336,200 | 366,400 | 418,600 |
| | 23 | 166,900 | 225,800 | 264,300 | 308,500 | 338,300 | 368,400 | 420,600 |
| | 24 | 169,500 | 227,700 | 266,200 | 310,600 | 340,400 | 370,400 | 422,600 |
| | 25 | 172,200 | 229,500 | 268,200 | 312,600 | 342,300 | 372,500 | 424,700 |
| | 26 | 173,900 | 231,300 | 270,100 | 314,700 | 344,300 | 374,500 | 426,300 |
| | 27 | 175,600 | 233,100 | 272,000 | 316,800 | 346,300 | 376,500 | 427,900 |
| | 28 | 177,300 | 234,900 | 273,900 | 318,900 | 348,300 | 378,500 | 429,500 |
| | 29 | 178,800 | 236,500 | 275,800 | 320,900 | 350,200 | 380,500 | 431,200 |
| | 30 | 180,600 | 238,000 | 277,700 | 323,000 | 352,100 | 382,400 | 432,500 |
| | 31 | 182,400 | 239,500 | 279,600 | 325,100 | 354,000 | 384,300 | 433,800 |
| | 32 | 184,200 | 241,000 | 281,500 | 327,200 | 355,900 | 386,200 | 435,100 |
| | 33 | 185,800 | 242,500 | 283,200 | 329,100 | 357,800 | 388,000 | 436,400 |
| | 34 | 187,300 | 244,000 | 285,100 | 331,200 | 359,600 | 389,700 | 437,700 |
| | 35 | 188,800 | 245,500 | 287,000 | 333,300 | 361,400 | 391,400 | 439,000 |
| | 36 | 190,300 | 247,100 | 288,900 | 335,400 | 363,200 | 393,100 | 440,300 |
| | 37 | 191,600 | 248,400 | 290,600 | 337,300 | 365,100 | 394,800 | 441,600 |
| | 38 | 192,900 | 250,000 | 292,400 | 339,300 | 366,600 | 396,000 | 442,500 |
| | 39 | 194,200 | 251,600 | 294,200 | 341,300 | 368,100 | 397,200 | 443,400 |
| | 40 | 195,500 | 253,200 | 296,000 | 343,300 | 369,600 | 398,400 | 444,300 |
| | 41 | 196,900 | 254,600 | 297,900 | 345,200 | 371,100 | 399,600 | 445,100 |
| | 42 | 198,200 | 256,000 | 299,600 | 347,100 | 372,300 | 400,800 | 445,900 |
| | 43 | 199,500 | 257,400 | 301,300 | 349,000 | 373,500 | 402,000 | 446,700 |
| | 44 | 200,800 | 258,800 | 303,000 | 350,900 | 374,700 | 403,200 | 447,500 |
| | 45 | 202,000 | 260,100 | 304,700 | 352,800 | 375,700 | 404,200 | 448,300 |
| | 46 | 203,300 | 261,500 | 306,400 | 354,400 | 376,600 | 404,900 | 449,100 |
| | 47 | 204,600 | 262,900 | 308,100 | 356,000 | 377,500 | 405,600 | 449,900 |
| | 48 | 205,900 | 264,300 | 309,800 | 357,600 | 378,400 | 406,300 | 450,700 |
| | 49 | 207,100 | 265,600 | 311,300 | 359,300 | 379,400 | 407,100 | 451,300 |
| | 50 | 208,200 | 266,900 | 312,900 | 360,500 | 380,200 | 407,800 | 452,100 |
| | 51 | 209,300 | 268,200 | 314,500 | 361,700 | 381,000 | 408,500 | 452,900 |
| | 52 | 210,400 | 269,500 | 316,100 | 362,900 | 381,800 | 409,200 | 453,700 |
| | 53 | 211,600 | 270,600 | 317,800 | 363,900 | 382,700 | 410,000 | 454,300 |
| | 54 | 212,600 | 271,900 | 319,400 | 365,000 | 383,400 | 410,700 | 455,100 |
| | 55 | 213,600 | 273,200 | 321,000 | 366,100 | 384,100 | 411,400 | 455,900 |
| | 56 | 214,600 | 274,500 | 322,600 | 367,200 | 384,800 | 412,100 | 456,700 |
| | 57 | 215,600 | 275,700 | 324,100 | 368,100 | 385,500 | 412,800 | 457,300 |
| | 58 | 216,600 | 276,800 | 325,300 | 368,800 | 386,200 | 413,500 | 458,100 |
| | 59 | 217,600 | 277,900 | 326,500 | 369,500 | 386,900 | 414,200 | 458,900 |
| | 60 | 218,600 | 279,000 | 327,700 | 370,200 | 387,600 | 414,900 | 459,700 |
| | 61 | 219,600 | 280,200 | 328,800 | 370,800 | 388,100 | 415,500 | 460,300 |
| | 62 | 220,600 | 281,200 | 329,800 | 371,500 | 388,800 | 416,200 | |

| | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 63 | 221,600 | 282,200 | 330,800 | 372,200 | 389,500 | 416,900 | |
| 64 | 222,600 | 283,200 | 331,800 | 372,900 | 390,200 | 417,600 | |
| 65 | 223,400 | 284,200 | 332,700 | 373,400 | 390,700 | 418,100 | |
| 66 | 224,400 | 285,100 | 333,500 | 374,100 | 391,400 | 418,800 | |
| 67 | 225,400 | 286,000 | 334,300 | 374,800 | 392,100 | 419,500 | |
| 68 | 226,500 | 286,900 | 335,100 | 375,500 | 392,800 | 420,200 | |
| 69 | 227,300 | 287,900 | 336,000 | 376,000 | 393,300 | 420,700 | |
| 70 | 228,100 | 288,700 | 336,700 | 376,700 | 394,000 | 421,400 | |
| 71 | 228,900 | 289,500 | 337,400 | 377,400 | 394,700 | 422,100 | |
| 72 | 229,700 | 290,300 | 338,100 | 378,100 | 395,400 | 422,800 | |
| 73 | 230,500 | 291,100 | 338,600 | 378,600 | 395,900 | 423,300 | |
| 74 | 231,200 | 291,600 | 339,200 | 379,300 | 396,600 | 424,000 | |
| 75 | 231,900 | 292,100 | 339,800 | 380,000 | 397,300 | 424,700 | |
| 76 | 232,600 | 292,600 | 340,400 | 380,700 | 398,000 | 425,400 | |
| 77 | 233,400 | 293,000 | 340,800 | 381,200 | 398,500 | 425,900 | |
| 78 | 234,200 | 293,400 | 341,300 | 381,800 | 399,200 | | |
| 79 | 235,000 | 293,800 | 341,800 | 382,400 | 399,900 | | |
| 80 | 235,800 | 294,200 | 342,300 | 383,000 | 400,600 | | |
| 81 | 236,500 | 294,500 | 342,800 | 383,700 | 401,100 | | |
| 82 | 237,200 | 294,900 | 343,300 | 384,300 | 401,800 | | |
| 83 | 237,900 | 295,300 | 343,800 | 384,900 | 402,500 | | |
| 84 | 238,600 | 295,700 | 344,300 | 385,500 | 403,200 | | |
| 85 | 239,400 | 296,000 | 344,800 | 386,200 | 403,700 | | |
| 86 | 240,100 | 296,400 | 345,300 | 386,800 | | | |
| 87 | 240,800 | 296,800 | 345,800 | 387,400 | | | |
| 88 | 241,500 | 297,200 | 346,300 | 388,000 | | | |
| 89 | 242,300 | 297,500 | 346,700 | 388,700 | | | |
| 90 | 242,800 | 297,900 | 347,200 | 389,300 | | | |
| 91 | 243,300 | 298,300 | 347,700 | 389,900 | | | |
| 92 | 243,800 | 298,700 | 348,200 | 390,500 | | | |
| 93 | 244,100 | 298,900 | 348,500 | 391,200 | | | |
| 94 | | 299,300 | 349,000 | | | | |
| 95 | | 299,700 | 349,500 | | | | |
| 96 | | 300,100 | 350,000 | | | | |
| 97 | | 300,300 | 350,300 | | | | |
| 98 | | 300,700 | 350,800 | | | | |
| 99 | | 301,100 | 351,300 | | | | |
| 100 | | 301,500 | 351,800 | | | | |
| 101 | | 301,700 | 352,100 | | | | |
| 102 | | 302,100 | 352,500 | | | | |
| 103 | | 302,500 | 352,900 | | | | |
| 104 | | 302,900 | 353,300 | | | | |
| 105 | | 303,100 | 353,800 | | | | |
| 106 | | 303,500 | 354,200 | | | | |
| 107 | | 303,900 | 354,600 | | | | |
| 108 | | 304,300 | 355,000 | | | | |
| 109 | | 304,500 | 355,500 | | | | |
| 110 | | 304,900 | 355,900 | | | | |
| 111 | | 305,300 | 356,300 | | | | |
| 112 | | 305,700 | 356,700 | | | | |
| 113 | | 305,900 | 357,200 | | | | |
| 114 | | 306,300 | | | | | |
| 115 | | 306,700 | | | | | |
| 116 | | 307,100 | | | | | |
| 117 | | 307,300 | | | | | |
| 118 | | 307,600 | | | | | |
| 119 | | 307,900 | | | | | |
| 120 | | 308,200 | | | | | |
| 121 | | 308,600 | | | | | |
| 122 | | 308,900 | | | | | |
| 123 | | 309,200 | | | | | |
| 124 | | 309,500 | | | | | |
| 125 | | 309,900 | | | | | |
| 再任用職員 | 186,800 | 214,600 | 259,000 | 279,400 | 295,000 | 321,100 | 364,600 |